

社会福祉施設等における防犯に係る安全性の確保について

対象受検機関：福祉部障がい福祉室（地域生活支援課、生活基盤推進課）、
高齢介護室（介護事業者課）、子ども室

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																								
<p>1 社会福祉施設等への指導監査</p> <p>(1) 府では、社会福祉法人及び社会福祉施設が府民のニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供できる拠点として積極的な役割を果たすとともに、健全な業務及び財務運営の確保が図られるよう、関係法令等に基づく指導監査を、指導監査課と社会福祉施設の所管課が共同で実施している。</p> <p>(2) 指導監査は、年度ごとに策定される大阪府社会福祉法人等指導監査実施方針に則り、原則、実地による手法により実施しており、平成28年度については、前年度の監査結果を踏まえ、所管する169法人と555施設のうち、50法人と112施設を対象に実施した。監査の項目を「本部運営」「会計管理」「職員処遇」「利用者支援」「食事提供」とした上で、敷地内外の巡回及びヒアリング実施など、防犯対策等における指導助言等も行った。</p> <p>2 所管する社会福祉施設等における安全確保の取組状況の把握</p> <p>(1) 平成28年7月に神奈川県で起きた殺傷事件（以下「事件」という。）を受けて、厚生労働省（以下「国」という。）から、同年7月及び9月に、社会福祉施設等が改めて入所者等の安全の確保に努めること、事件の検証を踏まえ必要と考えられる点検項目（※）を確認すること等について、都道府県、市町村及び関係機関に向けて通知がなされている。（※ 点検項目は、施設設備面における防犯に係る安全確保、不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導その他の観点から取りまとめられている。これらは、社会福祉施設等全般に共通する事項として示されており、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではなく、施設種別や地域の実情に応じて適宜追加・修正することが望ましいとされている。（平成28年9月15日付け雇児総発0915第1号、社援基発0915第1号、障障発0915第1号、老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長通知）</p> <p>(2) 府では、国の通知を受けて、所管する社会福祉法人及び社会福祉施設等に対して、速やかに通知を行っている。また、所管する社会福祉施設等の安全確保に係る取組の状況について、指導監査、文書照会等により把握に努めている。しかしながら、平成29年7月時点において、所管555施設のうち368施設（約66%）について取組状況が把握できていない。</p> <p>《所管する社会福祉施設等における安全確保の取組の把握状況》（平成29年7月現在）</p> <table border="1" data-bbox="270 1446 1694 1698"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>老人福祉施設</th> <th>児童系施設</th> <th>障がい者施設</th> <th>救護施設</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管施設数 (H29. 3. 31)</td> <td>252件</td> <td>221件</td> <td>78件</td> <td>4件</td> <td>555件</td> </tr> <tr> <td>把握数</td> <td>101件</td> <td>47件</td> <td>35件</td> <td>4件</td> <td>187件</td> </tr> <tr> <td>未把握数</td> <td>151件 (59.9%)</td> <td>174件 (78.7%)</td> <td>43件 (55.1%)</td> <td>0件 (0.0%)</td> <td>368件 (66.3%)</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	老人福祉施設	児童系施設	障がい者施設	救護施設	計	所管施設数 (H29. 3. 31)	252件	221件	78件	4件	555件	把握数	101件	47件	35件	4件	187件	未把握数	151件 (59.9%)	174件 (78.7%)	43件 (55.1%)	0件 (0.0%)	368件 (66.3%)	<p>1 社会福祉施設等において入所者や利用者等の安全が脅かされるということからはあってはならないことから、府は、従前から、監督官庁として各施設等に対する安全確保上の指導及び助言を行ってきた。</p> <p>平成28年7月及び9月の国通知についても、所管する全ての施設等に対して安全管理の徹底について取組を図るように周知しているが、事件の重大性に鑑み、監督官庁として所管する社会福祉施設等の取組状況を把握しているか確認したところ、約1年経過した平成29年7月時点においても、368施設について状況把握ができていなかった。</p> <p>2 府立施設等については、危機管理マニュアルの整備、警備員の配置、地域や関係機関等との連携（施設の性格上、所在地を秘匿する必要のあるものを除く。）その他により、従前から府が自ら安全確保の取組を行っている。しかしながら、事件を踏まえて、現状を点検した結果、一部の府立施設等について、施設設備面等の一部において課題（防犯カメラの未整備等）があると認識されたが、未だ対応がなされていない。</p>	<p>1 速やかに、所管する全ての社会福祉施設等の安全確保に係る取組の状況について把握されたい。</p> <p>その上で、所管する社会福祉施設等における入所者及び利用者の安全の確保をより一層確かなものとする観点から、必要に応じた助言及び支援を行われたい。</p> <p>2 安全の確保は何にもまして最優先で取組むべき事項であること、また、府立施設等には民間施設を先導するような取組が期待されることから、一部の府立施設等において残存する安全確保上の課題として認識されている事項について、速やかに対応されたい。</p> <p>また、府立施設等で明らかになった課題を民間施設等と共有し、その対応策について、助言及び支援を行われたい。</p>
施設種別	老人福祉施設	児童系施設	障がい者施設	救護施設	計																					
所管施設数 (H29. 3. 31)	252件	221件	78件	4件	555件																					
把握数	101件	47件	35件	4件	187件																					
未把握数	151件 (59.9%)	174件 (78.7%)	43件 (55.1%)	0件 (0.0%)	368件 (66.3%)																					

3 府立施設等における防犯に係る安全確保

(1) 10の府立施設等（福祉部において対象となる施設を抽出。以下「府立施設等」という。）については、危機管理マニュアルの整備、警備員の配置、地域や関係機関等との連携（施設の性格上、所在地を秘匿する必要のあるものを除く。）その他により、従前から府が自ら安全確保の取組を行っている。しかしながら、事件を踏まえて現状を点検した結果、次の課題があると、府立施設等及び本庁所管課において認識されている。

《府立施設等の安全確保上の課題》

府立施設等の名称 (本庁所管課)	事件を踏まえて現状を点検した結果、認識された課題
砂川厚生福祉センター	施設設備面で、一部、不十分な点がある。（施設内における死角等）
障がい者自立センター	施設設備面で、一部、不十分な点がある。（施設内における死角等）
こんごう福祉センター	特になし
修徳学院	避難訓練は実施しているが、防犯講習や防犯訓練等は実施できていない。
子どもライフサポートセンター	避難訓練は実施しているが、防犯講習や防犯訓練等は実施できていない。
女性自立支援センター (あゆみ寮・のぞみ寮)	特になし
女性相談センター一時保護所	施設設備面で、一部、不十分な点がある。（防犯カメラ、窓ガラスの強化（一部）の未整備）
中央子ども家庭センター 第1一時保護所	施設設備面で、一部、不十分な点がある。（窓ガラスの強化（一部）の不備）
中央子ども家庭センター 第2一時保護所	施設設備面で、一部、不十分な点がある。（窓ガラスの強化（一部）の不備）
大型児童館ビッグバン	特になし

措置の内容

1

(1) 老人福祉施設（高齢介護室介護事業者課）

所管施設等の安全確保に係る取組の状況把握については、既に把握していた101件を含め、平成29年10月2日付け「防犯に係る安全の確保に関する取組状況調査」を実施し、取組状況を把握した。（調査対象施設 252件）

調査結果を踏まえ、厚生労働省通知の項目に応じた取組事例等の紹介や防犯対策マニュアル作成のひな形の提示、府ホームページに自主点検表を掲載し、施設設置者に活用を促すなどの助言及び支援を行った。

また、施設等への実地指導において、①緊急対応時の職員間の連絡体制や関係機関への連絡先・連絡方法をあらかじめ定めているか、②施設の運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域等の交流を図っているか等の項目をチェックリストに追加し、現地確認等を行うなど、入所者等の安全の確保に努められるよう指導等を強化した。今後も、所管施設の危機管理意識を向上させるため、実地指導等において、防犯対策の助言及び支援を継続して実施していく。

(2) 児童系施設（子ども室）

所管施設等の安全確保に係る取組の状況把握については、既に把握していた47件を含め、平成29年10月16日付け「防犯に係る安全の確保に関する取組状況調査」を実施し、取組状況を把握した。（調査対象施設 221件）

調査結果を踏まえ、防犯対策マニュアル作成のひな形の提示や府ホームページに自主点検表を掲載し、施設設置運営者に活用を促すなどの助言及び支援を行った。

また、施設等への実地指導において、①外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応をしているか、②緊急時の連絡体制を整えているか等の項目を施設指導監査調書に追加し、現地確認等を行うなど、入所者等の安全の確保に努められるよう指導等を強化した。今後も、所管施設の危機管理意識を向上させるため、実地指導等において、防犯対策の助言及び支援を継続して実施していく。

(3) 障がい者施設（障がい福祉室生活基盤推進課）

所管施設等の安全確保に係る取組の状況把握については、既に把握していた35件を含め、平成29年10月3日付け「防犯に係る安全の確保に関する取組状況調査」を実施し、取組状況を把握した。（調査対象施設は74件：平成29年9月1日時点）

調査結果を踏まえ、厚生労働省通知の項目に応じた取組事例等の紹介や防犯対策マニュアル作成のひな形の提示、府ホームページに自主点検表を掲載し、施設設置者に活用を促すなどの助言及び支援を行った。

また、施設等への実地指導において、①日常の対応（所内体制と職員の共通理解、不審者情報に係る警察等の関係機関や地域との連携、設備面における安全確保）②不審者情報を得た場合その他の緊急時対応（危害に即した警戒態勢、避難誘導等）の項目を施設指導監査調書に追加し、現地確認等を行うなど、入所者等の安全の確保に努められるよう指導等を強化した。今後も、所管施設の危機管理意識を向上させるため、実地指導等において、防犯対策の助言及び支援を継続して実施していく。

2

(1) 砂川厚生福祉センター（障がい福祉室地域生活支援課）

施設内における死角など施設設備面の課題を補うため、以下の対策を講じた。

①所轄の警察署に巡回強化の再要請を行うとともに、警察の指導に基づき、夜間、休日の敷地内の巡回警備に加え、職員による平日の日中の巡回を強化した。

②樹木伐採等による死角の通減、障がい者支援施設「いぶき」にカメラ付きインタホーンを設置した。

③警察から不審者対応マニュアルに関して意見をもらい改訂した。

(2) 障がい者自立センター（障がい福祉室地域生活支援課）

施設内における死角など施設設備面の課題を補うため、以下の対策を講じた。

①所轄の警察署と協議し、警察の担当課による施設の出入り口等の現場確認を実施するとともに、施設の敷地に隣接した交番に迅速に対応する旨を要請し了承を得た。

②警察から危機管理マニュアルに関して意見をもらい改訂した。

③さすまた及び防犯ブザーを購入し、既設のナースコールや職員携帯のPHSと併せて緊急時に対応することとした。

(3) 修徳学院（子ども室家庭支援課）

柏原警察に依頼し、平成29年12月21日（木）に学院内施設において、防犯意識の向上や防犯行動に関する基本的知識の習得及び防犯技術の向上を目的とした講習・訓練等を行った。平成30年度以降も、継続して防犯に係る講習や訓練を実施している。

(4) 子どもライフサポートセンター（子ども室家庭支援課）

平成29年10月26日（木）及び31日（火）に同センター内において、侵入者が発生した際の対応について、職員から児童への説明とともに、建物配置図を用いて机上訓練、避難経路等動線の現地確認、非常ブザーの鳴動確認を行った。平成30年度以降も、継続して防犯に係る講習や訓練を実施している。

(5) 女性相談センター一時保護所（子ども室家庭支援課）

防犯カメラを平成31年3月27日に設置、窓ガラスの強化工事を平成31年4月12日に実施し、施設設備の改善を図った。

(6) 中央子ども家庭センター第1一時保護所及び第2一時保護所（子ども室家庭支援課）

窓ガラスの強化工事を、第1一時保護所は令和元年9月11日、第2一時保護所は令和元年8月30日に実施し、施設設備の改善を図った。

(7) 民間施設等との課題の共有と対応策についての助言及び支援

防犯に係る課題・対応策等の情報について、民間施設等への共有を現地指導等において実施するとともに、府ホームページに掲載している防犯対策マニュアル作成のひな形や自主点検表を活用し、啓発と情報共有を行った。

今後も同様に、民間施設等と防犯に係る課題等の情報を共有し、対応策について助言及び支援をしていく。

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年8月4日、事務局：平成29年6月8日から同年7月4日まで）